

海外経済要録

国際機関

◇ IMF総務会、IMF協定第2次改正案を採択

国際通貨基金(IMF)は、同総務会が去る3月24日同理事会から付議された基金協定案を採択した旨、5月3日発表した。本協定改正は1974年秋の年次総務会決議に基づきその後1年半にわたり検討されてきたもので、1945年来のブレトンウッズ体制の根本的な手直しをその内容としており、また協定改正としては1969年のSDR創設に続き2度目のことである。

なお、本協定改正案は各国の国内手続き完了後加盟国数の3%以上、総投票権数の4%以上を占める加盟国が受諾し基金がその旨を各国に公式確認通知した日付をもって全加盟国に対し発効する。

主要改正点は次のとおり。

1. 為替相場制度に関する条項の全面的改正

固定平価制度のみを規定している現行条項を改正し変動相場制の公認等の条項を織り込む。

- (1) 加盟国は、いかなる為替相場制度下にあっても遵守すべき一般的義務として秩序ある為替取決めを確保し、安定的為替相場制度の促進のため、基金および他加盟国と協力する義務を負う。
- (2) 協定改正後30日以内に、加盟国は自国が選択する為替取決め(変動相場制度を含む)を基金に通知する。
- (3) 國際通貨制度の推移に応じ、基金は総投票権数の85%の多数決により一般的な為替取決めを設定できる。ただし、この場合、各国は自国の望む為替取決めを選択する権利を持つ。
- (4) 基金は、加盟国の為替相場政策を監視し、加盟国を指導するための具体的指針を採択する。また、監視のために必要な情報を加盟国から徴求する。
- (5) 基金は、國際經濟上の諸条件にかんがみ、安定的なしかし調整可能な平価を基礎とする平価制度の導入が可能である旨を総投票権数の85%の多数決により決定することができる。その場合、次のような規定が適用される。

- ① 平価の基準はSDRまたはその他の共通表示単位(金、通貨を除く)とする。
- ② 平価を設定しようとする国はこれを基金に提議する。ただし加盟国が平価制度以外の為替取決めを維持する場合は、基金と協議し、当該取決めが基金の

目的に合致し、前記の一般的義務を履行しうるものであることを保証しなければならない。

- ③ 直物為替取引の変動幅は平価の上下各4.5%以内とする。

- ④ 平価変更は、当該加盟国のが基礎的不均衡の是正ないしその発生防止のための基金との協議後にのみ行なう。

2. 國際通貨制度における金の役割削減等

國際通貨制度における金の役割削減という國際的合意に基づき、次の改正を行う。

- (1) 現行協定の金の公定価格条項を廃止し、併せて金の平価表示単位およびSDRの価値単位としての機能を廃止。
- (2) 基金の増資の25%部分払込み、手数料・報酬の受払等の基金の諸取引における金使用義務の廃止。
- (3) 基金保有金のうち、50百万オンス処分後の残余につき、基金は総投票権数85%の多数決により①売却し、売却益を基金の通常取引および発展途上国援助等に使用、または②旧公定価格でクォータ・シェアに応じ加盟国に返却する権限を付与される。

3. SDRの利用促進

SDRを國際通貨制度の中心的な準備資産にすることを目的とし、その利用促進のために次の改正を行う。

- (1) SDR参加国間の合意によるSDR取引は、現行協定上は相手国保有自國通貨を取得する場合または基金が認めるその他の取引に限定されていたが、これを参加国間の合意により自由に行えることとする。
- (2) 参加国間のSDRの貸付、贈与、担保差入れ等を基金が認めることができる。
- (3) SDRの復元義務に関する規定をいつでも変更することができる。

4. 基金の一般勘定取引の利用促進措置等

- (1) 基金からの買入れ通貨が自由に使用できる通貨でない場合、その通貨発行国は他通貨への交換を義務付けられる等の規定を織り込み、全加盟国通貨を基金の取引に使用できるようにする。

- (2) 現行協定上明示されていなかった基金からの借入れの返済(買戻し)期間を3~5年と明文化する一方、買戻し所要額を算出する複雑な算式を廃止する。

5. 評議会(Council)の新設

総務会は、今次改正により、國際収支調整および國際流動性動向を含め、國際通貨制度の運営と調整を監視する「評議会」を総投票権数の85%の多数決により設立できることとなる。評議会は、その構成等において現在の暫定委員会と類似のものであるが、暫定委員会が勧告權

限のみを有しているのに対し、評議会は決定権限を有するという点で両者は基本的に異なっている。

◇ IMF総務会、第6次増資案を採択

国際通貨基金(IMF)は同総務会が第6次増資決議案を採択した旨、4月1日発表した。なお、本増資案における各加盟国の増資発効日については、①基金協定第2次改正の発効日、②自国の同意通告日、③総投票権数の3%以上を有する加盟国からの同意通告日、④自国の増資払込み日、のうち最も遅い日とされる。今次増資の概要等は次のとおり。

1. 増資額

今次増資額は9,820百万SDR(現行クォータ比33.6%増、払込み後の新クォータ総額は39,033百万SDR)であるが、内容的には、①産油国グループクォータ・シェアが前回増資(1970年)後の世界貿易に占める同グループのウェイト上昇や対外準備の累積にかんがみほぼ倍増されたこと、②非産油発展途上国の現行シェアが維持されたこと、③こうした結果先進国のシェアが低下をみたこと、が特色として挙げられている。なお日本については

1,200百万SDR(クォータ・シェア4.11%)から1,659百万SDR(同4.25%)に増額となり、引続き加盟国中第5位の地位を占めることとなる。

2. 増資払込み手段

増資払込み手段については、現行協定では増資の75%を自国通貨で、25%を金でそれぞれ払込むこととなっているが、改正後の基金協定では、25%部分の金払込み義務を廃止し、これに代えてSDR、基金の指定する他の加盟国通貨(ただし当該通貨発行国の同意が必要)、もしくは自国通貨での払込みが認められることとなっている。今次増資に当っては増資発効日が上記のように早くとも協定改正発効後となっているため、改正協定に準拠した払込みが行われることとなっている。

◇ ESCAP、第32回総会の開催

ESCAP(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)の第32回総会は、3月24日から4月2日までバンコック(タイ)において、域内外加盟27か国(カンボジア、南ベトナム等4か国を除く)、準加盟4か国等の代表が出席して行われた。

今次総会の主要議題は、①農村開発、②発展途上国間の技術協力、③開発のための地域間協力の3項目であったが、このうち①の農村開発が論議の中心となった。

これをめぐる主な討議内容は次のとおり。

○農村開発については、発展途上国側の発言が、先進国からの援助の必要性を強調するとともに、主として自国政府の農業部門に対する政策の説明が中心であったのに対し、米国、西ドイツ等先進国側の発言は、発展途上国(特に域内)に対する自国の援助実績、援助姿勢のPRが主体であった。なお、わが国はESCAPに対する技術協力強化の姿勢を示すとともに、農村開発問題を一層掘下げて検討するため、ESCAP主催の下にアジア総合農村開発政府間会議を東京で開催することを提唱、各国の賛同を得た。

○農村開発を今後ESCAP域内の共通課題としてとりあげていくことについては、各国のコンセンサスが得られたものの、具体的な内容、取組み方等についてはなお不明確な点が多く残されていることにかんがみ、事務局長に対しさらに検討を加えたうえ、次回総会までに農村開発のための総合プログラム(Integrated Programme on Rural Development)を作成するよう要請する決議が採択された。

なお、ESCAP開発プロジェクトに多くの資金を援助している国連開発計画(UNDP)の配付予算が最近削減されたという事情もあって、事務局長に対し作業計画お

主要IMF加盟国クォータ等

(単位：百万SDR、カッコ内シェア%)

	従来のクォータ	新クォータ
合 計(128か国)	29,213 (100.00)	39,033 (100.00)
うち工 業 国	18,365 (62.87)	22,915 (58.71)
うち米 国	6,700 (22.93)	8,405 (21.53)
英 国	2,800 (9.58)	2,925 (7.49)
西 ド イ ツ	1,600 (5.48)	2,156 (5.52)
フ ラ ン ス	1,500 (5.13)	1,919 (4.92)
日 本	1,200 (4.11)	1,659 (4.25)
カ ナ ダ	1,100 (3.77)	1,357 (3.48)
イ タ リ ア	1,000 (3.42)	1,240 (3.18)
その他先進国	2,735 (9.36)	3,548 (9.09)
产 油 国	1,454 (5.00)	3,856 (9.88)
その他発展途上国	6,109 (20.91)	8,164 (20.92)

より最優先事項と中期計画の双方につき、思いきった見直し、改訂を要請する決議が採択された。

欧州諸国

◇ EC中央銀行総裁会議、イタリア銀行券の交換制限で合意

- EC 9か国中央銀行総裁会議は4月26日、ルクセンブルグにおいて開催され、イタリアを除く8か国が、イタリア・リラ高額銀行券(5万リラ紙幣および10万リラ紙幣)の交換を停止することで合意に達した(具体的には各国中央銀行が、それぞれ自国金融機関に対し交換停止方を要請することとなっている)。
- 今次合意は、イタリア当局のイタリア銀行券国外持出し制限措置(2月26日以来実施)を側面から支援し、EC全体としてリラ防衛に協力することをねらいとしたものである。なお、EC 8か国のほか、スイス、オーストリアでもイタリア銀行券の交換制限措置が決定、実施されている(「要録」別項参照)。

◇ EC農相理事会、グリーン・リラの切下げ等を決定

- EC農相理事会は4月29日、ルクセンブルグにおいて開催され、次の措置を決定した。

- グリーン・リラ(域内農産物取引に適用されるイタリア・リラ)を欧州計算単位(ECU)に対し6.4%切下げ(1 U C = 905→963リラ)、5月3日から実施する(前回切下げは3月7日 1 U C = 857→905リラ<4月号「要録」参照)。
- イタリアおよび英国の農産物輸入に際し支給されるイタリアおよび英国の輸入業者向け補助金の資金負担を、現行のEC農業指導・保証基金(注)(FOGA)に代わって輸出国が引受けける(差当り5月17日から本年末まで実施)。

(注) 各国分担金(農業予算)、域外輸入課徴金および生産者による分担金等を財源とし、穀物等に対する価格維持の費用、域外に対する輸出補助金および欧州農業改善基金への払込等の支出を行っている。

- EC共通農業政策によれば、域内農産物単一価格を維持するため、為替市場相場が各国グリーン平価比下落(従って自国通貨建て輸入価格が上昇)した国の輸入業者に対してはEC農業予算から補助金が支給されることとなっているが、ここ1~2か月来イタリア・リラおよび英ポンドの大幅下落によりこの補助金支出が急増、既定の本年度農業予算では賄いきれない公算が強まつた。このため上記農相理事会では、①グリーン・リラおよびグリーン・ポンドの切下げ、②農業予算の増額、などの解

決案が検討されたが、グリーン・ポンドの切下げに対しては英國が国内農産物価格の上昇によりインフレ再燃を招くとしてこれを拒否したため、結局グリーン・リラのみが切下げられることとなった。また農業予算の増額については、最大の資金拠出国である西ドイツ(本年度予算額の27.6%を負担)が強く反対したため実現せず、代案として域内各輸出国が資金負担することで決着をみた。

◇ 欧州投資銀行、ポルトガル向け長期貸付を実施

- 欧州投資銀行(注)(La Banque Européenne d'Investissement)は4月7日、ポルトガル電力会社(Companhia Portuguesa de Electricidade)およびポルトガル開発銀行(Banco de Fomento Nacional)に対し、合計50百万UC(欧州計算単位、1 U C = 約1.1ドル)の長期貸付を実施した。同貸付の内容、条件等は次のとおり。

	ポルトガル電力会社向け	ポルトガル開発銀行向け
貸付額	35百万UC	15百万UC
期間	15年	11年
金利	表面9.5%、ただしのうち3%についてはECが利子補給を行うため、実質金利は6.5%	同左

(注) EEC設立に関するローマ条約第129条により、1958年EEC諸機関の一つとして設立された非営利の長期金融専門銀行。原資は加盟各国の出資ならびに資本市場における債券発行等により調達され、また貸付対象は共同体の利益に沿った地域開発等大型プロジェクトが中心。

- 上記貸付は、ECの対ポルトガル開発資金特別援助(欧州投資銀行による総額150百万UCの長期貸付ーかねてのポルトガルからの資金援助要請<約7億ドル、50年8月号「要録」参照>にこたえて、昨年10月7日、EC外相理事会により決定)の第1回分に当るものである。なお、すべての貸付が実行された場合、利子補給に伴うECの財政負担は30百万UCに達するものと見込まれている。

◇ 英国政府、1976年度予算案を発表

英国政府は4月6日、1976年度(1976年4月～1977年3月)予算案を発表した。その概要次のとおり(なお、今次予算案のねらい、背景等については「国別動向」を参照)。

(1) 規模、収支じり

歳入は332億ポンドと75年度実績見込み比16%増(同当初予算比+18%)であるのに対し、歳出は399億ポンドと75年度実績見込み比11%増(同当初予算比+29

%)とされている。この結果、収支じりは67億ポンドの赤字(75年度実績見込み66億ポンドの赤字)、また公共部門全体(政府、地方公共団体および公営企業を含む)の借入所要額は120億ポンド弱と、巨額であった前年度実績見込みをさらに10億ポンド以上も上回るものと見込まれている(注)。

(注) ヒーリー閣相は予算演説で、本予算を「ほぼ中立型(almost neutral)」と説明。

(第1表)

英国の予算規模・収支じり

(単位・億ポンド)

	75年度		76年度				
	当初 (A)	実績 見込み (B)	当 初 (C)	C/A	C/B	予算前 見込(注) (Before- budget)	
歳 入	281.10	294.17	331.97	18.1	16.2	338.12	
(うち租税)	(268.51)	(281.16)	(319.60)	19.0	13.7	(325.75)	
歳 出	308.58	360.47	399.15	29.3	10.7	398.55	
収支じり	△ 27.48	△ 66.30	△ 67.18	—	—	△ 60.43	

(注) 仮に何等の新規予算措置を講じないとした場合の歳出入見込み。

(第2表)

英国の公共部門全体借入所要額

(単位・億ポンド)

	75年度		76年度 予算案	予算前 見込み
	当初予算	実績 見込み		
中央 政 府	78.27	88.20	104.26	97.51
地 方 公 共 団 体	2.97	13.70	9.37	9.37
公 営 企 業	9.31	5.83	5.99	5.99
計	90.55	107.73	119.62	112.87

(2) 主な措置は次のとおり。

イ. 租税措置

(イ) 所得税減税…インフレと資金抑制等に伴う実質所得の減少および間接税引上げ等の影響をある程度カバーしようとするもの。

① 今後の賃金政策とは無関係に即時実施されるもの

…老齢者控除引上げ(独身者 950→1,010 ポンド、既婚者 1,425→1,555 ポンド)および子女控除引上げ(引上げ幅: 60 ポンド、ちなみに 11 歳以下の場合 240→300 ポンド)。

② 賃金政策(8月1日以降の賃上げ率)に関する合意(賃上げ率 3%を想定)成立後に4月1日にそ及

して実施されるもの

…基礎控除引上げ(独身者 675→735 ポンド、既婚者 955→1,085 ポンド)および税率60%までの低・中間所得層の適用対象所得額の 500 ポンド引上げ。

(ロ) 物品税引上げ…酒、たばこ、ガソリン等を対象。インフレーションにより低下した間接税収入のウェイト回復を企図したもの。

ロ. 企業助成措置…景気回復に対処して十分なる供給力と国際競争力を確保するため企業の体質強化を企図するもの。

(リ) 企業投資に対する補助…産業法に基づく投資計画補助金の増額(40百万ポンド、既往支出額計285百万ポンド)。

(リ) 在庫評価益に対する課税軽減措置(注)の延長および内容改正…期間を2年間延長(77年末→79年末)し、その後恒久的制度への移行を検討。また、課税対象利潤から控除される額を次のように変更。すなわち、従来は<在庫評価益-減価償却前の課税利潤×10%>であったが、今後は、<在庫評価益-減価償却後の課税対象利潤×15%>とする。

(注) 本措置は74年11月以降、臨時の措置として実施され、75年4月対象を非法人企業まで拡大したうえ、さらに継続されていたもの。

(リ) 中小企業に対する法人税課税対象利潤の適用範囲全体を引上げ(25,000~40,000 ポンド→30,000~50,000 ポンド)。

(リ) 確定期付社債(転換社債を除く)譲渡に対する印紙税の撤廃(5月17日実施)。

(リ) せいたく品を対象とする高率の付加価値税率の引下げ(25→12.5% <4月12日実施>)…高付加価値税(75年5月1日に税率が8→25%と引上げられた)により消費が抑制され打撃を受けている産業の救済をねらった措置で、対象品目は、家電製品(テレビ、ラジオ、電気洗たく器、電気冷蔵庫等)、ボート、カメラ、宝石等。

(リ) 英蘭銀行とロンドンならびにスコットランド手形交換所加盟銀行とにより中期産業金融順便策の検討を開始する。

(リ) 国民経済発展審議会の投資金融委員会(NEDC Committee on Finance for Investment)により安定的投資計画の検討を開始する。

ハ. 雇用促進措置

臨時雇用補助金制度(注)(Temporary Employment Subsidy)の1人当たり補助金額の引上げ(週10

→20ポンド)および新規支給開始が認められる期限を延長(本年8→12月まで)(注)。

(注) 調査月報50年9月号、10月号、51年1月号および3月号各「要録」参照。

ニ. 社会保障関係措置

(イ) 年金引上げ(11月実施)…独身者(週13.3→15.3ポンド)、既婚者(週21.2→24.5ポンド)。

(ロ) 家族手当(Family Income Supplement)の引上げ(7月実施)…子供1人家族の場合31.5→39ポンド、子供1人増すごとに4.5ポンドを追加支給。

ホ. 岐出規模の拡大を抑制するための措置

キャッシュ・リミット制(注1)の導入…政府全支出(社会保障関係を除く)の75%、全公共支出の54.5%に適用(注2)。

(注1) 英国の予算案は従来不变価格表示となっており、インフレ高進により、事後的に予算規模が膨張する傾向がある。本制度は、このような予算規模拡大を抑制するため、歳出に対し名目金額で表示した上限額を設定するもの。

(注2) 本制度の適用除外項目は、社会保険給付金、農業助成金、住宅助成金(以上、政府関係)、国家企業公社、英國石油公社等(以上、国有企業)および地方公共団体の経常支出分などである。

◇英国、労働党新内閣の成立

(1) 英国では4月8日、Harold Wilson首相の辞任(3月16日)を受けてJames Callaghan(前外相)を首相(就任3月5日)とする労働党新内閣が成立した。

主要閣僚は次のとおり。<>内は前職。

枢密院議長(Load President of the Council)

…Michael Foot<雇用相>

大法官(Load Chancellor)…Sir Elwyn Jones<留任>
内相(Home Secretary)…Roy Jenkins<留任>

蔵相(Chancellor of the Exchequer)…Denis Healey

<留任>

外相(Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs)…Anthony Crosland<環境相>
物価・消費者保護相および支出総監(Secretary of State for Prices and Consumer Protection; Payment General)…Shirley Williams<留任>

エネルギー相(Secretary of State for Energy)

…Anthony Benn<留任>

産業相(Secretary of State for Industry)

…Eric Varley<留任>

環境相(Secretary of State for the Environment)

…Peter Shore<貿易相>

国防相(Secretary of State for Defence)

…Roy Mason<留任>

スコットランド問題担当相(Secretary of State for Scotland)…Bruce Millan<スコットランド担当閣外相、Minister of State, Scottish office>

北アイルランド問題担当相(Secretary of State for Northern Ireland)…Merlyn Rees<留任>

農・漁業・食糧相(Minister of Agriculture, Fisheries and Food)…Fred Peart<留任>

雇用相(Secretary of State for Employment)

…Albert Booth<雇用問題担当閣外相(Minister of State, Department of Employment)>

貿易相(Secretary of State for Trade)

…Edmund Dell<支出総監>

社会保障相(Secretary of State for Social Services)

…David Ennals<外務担当閣外相、Minister of State, Foreign office>

ランカスター公領相(Chancellor of the Duchy of Lancaster)…Harold Lever<留任>

教育科学相(Secretary of State for Education and Science)…Fred Mulley<留任>

(2) 以上のようにキャラバン新内閣は、ウィルソン前内閣の主要閣僚のほとんどが横すべり、ないし留任となっており(新内閣は雇用相、貿易相、社会保障相およびスコットランド問題担当相のみ)、またキャラバン首相がウィルソン前首相に極めて近い立場にあったことからみても、新内閣は前内閣の路線を踏襲するものとみられている。なお後継首班指名選挙が3度に及び、しかも左派勢力が予想を上回る伸長を示し、フット候補が最終選挙において137票(キャラバン176票)と44%まで得票率を伸ばして、結局閣内第2位の地位を確立したことが一般の注目をひいた。

◇英国、住宅金融協会、不動産抵当貸付金利および出資金配当率等の引下げを発表

1. 住宅金融協会連合会は4月9日、不動産抵当貸付金利の引下げ(11.0→10.5%<即時実施>)、および出資金配当率の引下げ(7.0→6.5%<5月1日実施>)、同時に預金利も6.75→6.25%)を決定、傘下住宅金融協会に対し勧告した。なお、貸付金利は、73年9月15日以来据置かれていたものであり出資金配当率等の引下げは75年6月1日以来のものである。

2. 今次引下げは、(1)かねて政府が、全般に金利引下げを進めてきた間にあって、不動産抵当貸付金利がひとり据置かれたままであったことから、住宅建設の低迷ならびに建設業界の不振にもかんがみその引下げ方を要望してきたこと、また(2)出資金配当率等が市中銀行預金利

の相次ぐ低下により、相対的に有利な利ざやを一層拡大し(注)、これに伴い住宅金融協会への資金流入もますます顕著となり(出資金および預金の増加額75年10月315百万ポンド→12月348百万ポンド→76年2月488百万ポンド)、これに対する市中銀行筋の批判も一段と強まったこと、等を背景に決定されたものである。

3. なおショア環境相は、今次引下げ自体は歓迎しつつも、その引下げ幅が0.5%と小幅であったことについて、「ここ数か月間の全般的な金利低下傾向を考えるとそのわずかしか反映していない」と批判的な見解を明らかにした。一方、ポッター住宅金融協会連合会々長は、「今次引下げは、借入側の立場からするとその幅に不満があるかもしれませんのが、先行きの経済情勢が不透明であることにも配慮して決定したものである。従って今後、市中金利の上昇が生じた場合にも、今回決定した金利水準はしばらく据置かれる可能性が大きい」と説明している。

(注) ロンドン手形交換所加盟銀行の7日もの通知預金利5.5%に対し住宅金融協会出資金配当率は7.0%預金利は6.75%(4月9日現在)。

◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を発表

1. 西ドイツの5大経済研究所は4月12日、恒例(通常春秋2回)の共同景気見通し等を発表、年初の政府見通しを上回る成長率を予測しているほか、政策当局および企業に対し物価上昇抑制のための一層の努力を呼び掛けている。

その要旨は以下のとおり。

(1) 西ドイツ経済の現状と見通し

イ. 西ドイツ経済は戦後最大かつ最長の不況を克服し、昨年以降、急速な回復の過程をたどっている。これまでにとられた財政措置や十分に供給された流動性、また最近における海外受注の顕著な好転等にかんがみ、今後も引き続き順調な景気回復が期待され、本年の実質GDP成長率は年初の政府見通し4~5%を上回り5.5%に達しよう。これを需要面からみると、まず個人消費は、本年度の賃金改訂交渉における賃上げ率が5%台に落ちいたにもかかわらず、貯蓄率の低下(14.5%<75年15.9%>)、時間外労働の増加などから、伸び率を高めよう(3.5%、<75年2.2%>)。固定資本形成は、74年末から75年央にかけて採られた投資プレミアム支給措置や、追加財政措置等の奏功から、反転上昇が期待される(4%<75年-4.8%>)ほか、低い在庫水準を映じて在庫の大幅な積増し(+120億マルク<75年

-17億マルク>)も予想される。また輸出も、先進工業国の景気回復から大幅な伸び(+8%<75年-8.9%>)が見込まれる。

ロ. 雇用情勢は景気回復に伴い引き続き改善しよう。しかしながら、企業は操業度の引上げに際し、まず操作の解除や時間外労働の増加で対処するため、従来の慎重な雇用態度を当面大きく崩すことないとみられること、また前回景気回復期の68年当時と異なりドイツ人の可働人口が増加していることにかんがみると、失業者数の急速な減少は期待しがたい。

ハ. 消費者物価(個人消費デフレーター)は、①最近の物価上昇の主因である食料品(じゃがいも、野菜等)価格の急騰は、今後農産物の作柄が正常化するに伴い、鎮静化するとみられること、②他の物価動向に大きな影響力を有する公共料金(国鉄、郵便等)の引上げは抑制されるとみられること、などを勘案すると、年平均4.5%の上昇に収まろう。ただし景気回復に伴い、しだいに企業の販価引上げが浸透しやすくなると考えられるため、消費者物価の騰勢鈍化傾向は年内には終止符が打たれよう。

(2) 政策提言等

イ. 今次景気回復局面では、長期間西ドイツにとって実現不可能であった経済政策目標(物価安定、雇用確保、適度の経済成長、国際収支の均衡)の同時達成に近づくことが見込まれる。従来、特に賃金コストの上昇が民間設備投資意欲を減退させ、成長率の鈍化、雇用情勢の悪化を招いたことを勘案すれば、昨年秋以降の賃金改訂交渉の妥結結果はおむね望ましい内容であり、民間設備投資回復の重要な前提条件が満たされたといえよう(注)。ただし、企業は賃上げが低水準に収まつたことの代償として、販価引上げを抑制する必要がある。

(注) Essen 経済研究所はこの点に関し、次のような見解を表明している。

「企業が賃上げによるコスト上昇分を製品価格に転嫁しうる状況にならなければ、本年度の賃金交渉の妥結結果によつて民間設備投資回復の前提条件が満たされたとは認められず、しかしその場合には物価安定を損い、失業も思うようには減少させえない」という問題が生じる。」

ロ. 財政については、景気の回復からかなりの税収増が期待されるが、これだけでは構造的財政赤字の解消にはつながらず、引き続き財政健全化が財政政策の主要な課題となろう。

ハ. ブンデスバンクは今後の景気上昇期において、物価の安定に努めねばならない。この点に関し重要なのは、本年の中央銀行通貨量の目標増加率8%(年平均)を堅持することである。

当面、2～3月に流入した外貨の流動性増加効果が問題となるが、これまでのところブンデス銀行の公金預金増でその大部分が吸収されたかたちとなっている。しかし、財政が散超に転じるにつれて流動性は増加するとみられることから、直ちに適切な流動性吸収策の発動を開始するべきである。その際の方策としては、最低準備率の引上げよりも弾力的かつアウンスメント効果の小さい債券売オペおよび再割引わくの削減が望ましい。また、今後巨額の外貨流入を防止するためには、共同フロート内で従来以上に弾力的な通貨政策を採用すべきである。その場合、対外的理由から公定歩合を引下げることは、国内要因からマネーサプライの増加につながるおそれがあるため、避けるべきであろう。

(3) 世界経済の見通し

イ. 本年の世界経済は、イタリア、英国の景気回復テンポが鈍いとみられるものの、米国、西ドイツ、フランスが引き続き景気上昇のリード役(Schrittmacher)を果すほか、日本も海外需要の好転を主因に景気上昇テンポを速めよう(注)。

(注) 実質 GNP 成長率は、米国6.5%、西欧諸国4%、日本5%。

ロ. 世界貿易量の伸びは7%と予想される。先進工業

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質、前年比伸び率・%)

	1975年 (実績)	1976年 (予測)	上半期	下半期
G N P	-3.4	5.5	5.5	5
個人消費	2.2	3.5	3.5	4
政府消費	3.3	2	2.5	1.5
固定資本形成	-4.8	4	4.5	3.5
うち機械設備	-0.3	6	7.5	4.5
建物	-9.3	2	0.5	3
在庫投資(億マルク)	-17	+120	+115	+5
海外経常余剰(億マルク)	+123	+100	+55	+45
うち輸出	-8.9	8	6.5	9.5
輸入	0.7	9.5	8.5	11
G N P デフレーター	8.2	3.5	3.5	4
個人消費デフレーター	6.1	4.5	5	4

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin
(Institut für Konjunkturforschung)
HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung-Hamburg
IFO-Institut für Wirtschaftsforschung, München
Institut für Weltwirtschaft an der Universität Kiel
Rheinisch-Westfälisches Institut für
Wirtschaftsforschung, Essen

国の経常収支は、為替レートが大きく切下った英國、イタリアを除き、景気回復の進展に伴う輸入の先行きや原材料価格の上昇等から、しだいに悪化しよう。

2. 上記見通しに対する反響をみると、政府が「政府見通しに比べればやや楽観的ながら、年初來の景気指標の推移からみて納得しうる内容であり、経済政策の妥当性を再確認するもの」(経済省)として歓迎の意を表明したほか、産業界も「実質成長率、輸出見通しは過大見積りとみられるが総じて妥当」(西独工業連盟)との評価。これに対し、労働組合では「企業が低水準の賃上げを配慮せずに価格引上げに走るおそれがあるため、上記物価見通しは問題」(クレンカー官公労委員長)とするなど、楽観的見通しを批判する声もかなり強い。

◆ブンデス銀行、デンマーク中央銀行に対し債務返済期限を延長

ブンデス銀行は4月26日、ルクセンブルグで開催されたEC中央銀行総裁会議の席上、同行が3月中に買支えたデンマーク・クローネ(約35億クローネ)の決済を、7月末まで3か月間延期する(注)との意向を明らかにした。

本措置は、ブンデス銀行がデンマークの最近の外貨事情(上記35億クローネはデンマークの金・外貨準備高<2月末現在53億クローネ>の3分の2弱に相当)を考慮し、デンマーク中央銀行の決済期限延期要請を了承したものである。

(注) EC共同フロート制度下にあっては、介入取引から生じた貸借りの決済は原則として介入月の翌月末に行われるが、当該債務國中央銀行の要請があれば3か月の与信延長が可能とされている。

◆ブンデス銀行、最低準備率を引上げ

1. ブンデス銀行は5月4日の中央銀行理事会(アベル蔵相同席)において、最低準備率を5月1日以降、一律現行水準比5%引上げるとともに、6月1日以降さらに5%引上げる旨決定、発表した。同行発表のコミュニケーションによれば今回の措置により5月、6月中に拘束される銀行流動性は、合計約40億マルクとされている。

2. 本措置の背景等につきブンデス銀行首脳等は、理事会終了後の記者会見において次のとおり語ったと伝えられる。

(1) クラーゼン総裁…「本措置は金融引締めを意図したものではなく。1～3月に流入した外貨はこれまで政府の対ブンデス銀行預金の積上りによって不胎化されていたが、今後政府預金の取崩しによって市場の流動性増加が見込まれるに至ったことから、すでに

高水準にある金融機関の流動性がさらに増加することを防ぐ目的でとられたものである(注)。従って、本措置によって長・短金利が上昇する危険はないと考える」。

(注) シュレジンガー理事によれば、金融機関の自由流動性準備残高は3月153億マルク、4月165億マルクであった(75年末149億マルク)ところ、5月には190億マルク、6月には200億マルク近くにまで増加すると見込まれたが、今回の措置により、6月末時点では3月の水準に復すことになる。

(2) アペル蔵相…「本措置は、企業が量的拡大を図らず

西ドイツの最低準備率

(5月1日以降、単位・%)

金融機関規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
対象債務	14.23	10.92	9.82		
10億マルク以上	<13.55> (14.23)	<10.40> (14.23)	<9.35> (9.82)		
同 1億マルク以上 10億マルク未満	13.13 (14.23)	9.82 (14.23)	8.77 (9.82)	6.56 <6.25> (6.56)	5.46 <5.20> (6.56)
同 1千万マルク以上 1億マルク未満	12.02 (14.23)	8.77 (14.23)	7.67 (9.82)		
同 1千万マルク未満	10.92 (14.23)	7.67 (14.23)	6.56 <6.25> (9.82)		

(6月1日以降、単位・%)

金融機関規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
対象債務	14.94	11.47	10.31		
10億マルク以上	(14.94)	(14.94)	(10.31)		
同 1億マルク以上 10億マルク未満	13.79 (14.94)	10.31 (14.94)	9.21 (10.31)	6.89 (6.89)	5.73 (6.89)
同 1千万マルク以上 1億マルク未満	12.62 (14.94)	9.21 (14.94)	8.05 (10.31)		
同 1千万マルク未満	11.47 (14.94)	8.05 (14.94)	6.89 (10.31)		

(注) 1. 増加額準備率は、対居住者債務:70年12月以降停止。
対非居住者債務:74年1月以降停止。

2. <>内は対居住者債務旧適用率。

3. ()内は対非居住者債務新適用率。

4. 当座性、貯蓄預金のI、IIは次の区分による。

I : ブンデス銀行の支店、出張所所在地の金融機関。

II : その他の地域の金融機関。

5. ブンデス銀行の発表文に基づき日本銀行調査局において試算。

に価格引上げという誤った道を歩むことに対するブンデス銀行の警告をも意図したものである」。

◇フランス、最低賃金を改訂

フランス政府は3月31日、現行時間当たり最低賃金(7.89フラン<本年1月1日以降適用>)を2.4%引上げて8.08フランとし、4月1日から実施する旨決定した。

今回の改訂は前回(2月号「要録」参照)と同様、最低賃金法(1970年1月2日発効)の規定に基づき、消費者物価の上昇にスライドして決定されたものである(今回改訂の基準となった2月の消費者物価指数は161.0と前回改訂時に判明していた消費者物価指数<11月、157.3>比+2.4%の上昇)。

◇フランス政府、産業向け長期融資計画額(本年度分)を削減

1. フランス政府は4月9日、経済社会開発基金(注)(Fonds de Développement Economique et Social)を通じた産業向け長期融資につき、当初の本年度融資計画額(30億フラン)を3割強(9.5億フラン)削減し、総額20.5億フランにとどめることとした旨発表した。これは、かねて政府が明らかにしてきた「本年度は均衡財政を堅持する」(ジスカールデスタン大統領)との基本方針の具体化として一般に受止められている。

(注) 財政資金による投融資を行うため、1955年に設立された一種の融資特別会計。

2. なお、業種別の資金配分および貸付条件は次のとおり。

(1) 業種別配分

鉄 鋼	14.3億フラン
化 学	1.5〃
非鉄金属	1.3〃
家内工業	1.0〃
そ の 他	2.4〃
合 計	20.5〃

(2) 貸付条件

期 間……10~15年。

金 利……年9.5%の優遇金利(長期貸出標準金利<10.5%>比1%安)。

資金使途……雇用増に結びつき、かつ産業の体质強化に寄与する設備投資に限る。

◇フランス政府、第7次5か年計画法案(政府原案)を閣議決定

フランス政府は4月21日、「第7次5か年計画法(注1)」

(正式名称、「第7次経済社会発展計画<le VII^e Plan de développement économique et social>法」、対象期間1976~80年)の政府原案(注2)を閣議決定した。同案の主要内容は次のとおり(なお同案の特徴点、策定の背景等については「国別動向」参照)。

(注1) フランスではこのような経済計画は法律の形をとることとされている(憲法第34条)。

(注2) 同政府案は、今後経済社会審議会(政府の諮問機関)の答申(5月19日の予定)を経て再度閣議にかけられる。これにより政府最終案が確定し、6月ごろ国会に上程される見通し。

- (1) 基本目標……完全雇用の達成(最重点目標)、対外均衡の確保、物価の安定、国民生活諸条件の改善等。
 (2) 目標達成の具体的方策……上記基本目標達成のため25項目におよぶ全国レベルでの優先行動計画(国の支出総額2,060億フラン<75年価格>)を策定。同計画の主な内訳は次のとおり。

- ① 経済体質強化……農業近代化、中小企業振興、運河網拡充、地域開発促進等(131億フラン)。
- ② 電話施設の拡充・近代化(937億フラン)。
- ③ 国際収支改善……海外資源依存度の軽減、輸出増進(53億フラン)。
- ④ 雇用対策……職業安定所拡充、職業訓練制度の強化、労働諸条件の改善等(105億フラン)。
- ⑤ 福祉増進……教育の充実、病院の改善、道路安全施設の整備等(334億フラン)。
- ⑥ 生活環境改善……人口分散、自然保護等(169億フラン)。
- ⑦ 研究開発体制の強化(105億フラン)。

(3) 計画期間中の主要経済指標目標値

	第7次計画案 (参考) (1976~80年)	第6次計画 (1971~ 75年)	同左実績 (見込)
実質GDP 年平均伸び率	5.5~6.0%	5.9%	3.6% (うち71~ 73年、 5.7%)
実質個人消費 年平均伸び率	4.0%	5.4%	4.7%
新規雇用増	約1,100千人	1.5% (年平均)	0.4% (年平均)
消費者物価 上昇率	78年末前年比 6%前後 80年末前年比 4.5%前後	3.2% (年平均)	9.2% (年平均)
企業投資 対GDP比率 (計画最終年)	18~19%	17.0%	18.5%
貿易収支 黒字額 (計画最終年)	100億フラン	150億 フラン	57億フラン (71~75年 累計では18 億フランの 赤字)

(注) 被雇用者数増加率。

◆フランス銀行、76年下期の貸出準備率高率適用制度の運用方針を決定

1. フランス銀行は4月30日、76年下期の貸出準備率高率適用制度の運用方針を以下のとおり決定した。

- (1) 各月末の基準貸出わくは、74年下期貸出残高をベース(100)として、次のように定められる。

76年/7月 8月 9月 10月 11月 12月

一般貸出

大銀行	113	113	114	115	115	117
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

中小銀行等	118	118	119	120	120	121
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

短期輸出信用	136	137	138	140	141	142
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

消費関連貸出	128	128	129	130	131	132
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(参考) 75年12月末、76年6月末の基準貸出わく(ベースは上記と同一)は次のとおり。

75年12月末	76年6月末
---------	--------

一般貸出

大銀行	112	113
-----	-----	-----

中小銀行等	112	117
-------	-----	-----

短期輸出信用	124	134
--------	-----	-----

消費関連貸出	118	127
--------	-----	-----

- (2) ベースとなる74年下期の貸出残高の算定方式、未使用わくの繰延べ使用、対象外貸出および罰則準備率適用方法等は從来どおり(50年1月号「要録」参照)。

2. 76年下期における当局の政策スタンスを、ウェイトの高い一般貸出(大銀行向け)についてみると、表面的には、わく配分は下期の方が余裕含みに弾力化(上期112→113、年率1.8%、下期113→117、同7.2%)されているよううにみえる。しかしながら、実態に即してみると、上期については(1)昨年12月末の貸出実績は110.5にとどまったとされており、いわば発射台が低い状態にあったこと、(2)同月のわく未達1.5ポイント分が未使用わく(6か月間繰延べ可能)として6月末まで上乗せ分として利用できること、などの事情があり、これらを勘案すれば、実質的な貸出増加率は年率7%程度に達する可能性があるとみられる。これに対し下期には、使用可能な上期からのわくの繰延べはまずないものとみられ、また6月末の貸出残高がわくの繰延べ使用に伴い増すうするような場合には、これを起点に考えた下期の貸出増加率は上記の表面的な率をかなり下回る公算も大きい。従って、政策スタンスとしては、下期に入りやや量的引締め色を強めていくとみることができよう(なお引締め色を強めた背景等については、「国別動向」を参照)。

◆イタリア、株式の先物売却規制措置を決定

1. イタリア国家証券取引委員会(注1)(La Commissione

per le Società e la Borsa)は4月14日、全上場株式の先物売却について、その決済日まで当該株券または売却額の90%相当額を預託させる措置を4月20日以降実施する旨決定した。この預託は、取引実行後3営業日以内にイタリア銀行支店に対して行うものとされている。

2. 本措置について同委員会筋では、「政情不安をいや気して株価が低迷(注2)している折から、先物の売り投機抑制をねらいとしたもの」とコメントしている。

(注1) 74年4月にその設立が決定された委員会で、証券取引所の機能向上のための諸施策の推進、取引所上場会社の監督および証券取引業者の監督、規制等を主な役割としている。

(注2) ミラノ総合株価指数推移(1972年1月8日=100、Il Sole-24 ORE紙)

1975年1月30日	88.17
2月27日	89.42
3月31日	80.39
4月12日	72.23
" 28日	76.72

◇スイス、外国銀行券の国内持込み制限措置を決定

1. スイス政府は4月20日、概要以下のような外国銀行券の国内流入制限措置(注)を決定した。

- (1) スイス国内への外国銀行券の持込み可能額を1人(法人を含む)3か月当り2万スイス・フラン相当額に制限する。
- (2) 上記制限の違反は3か月以下の禁固または10万スイス・フラン以下の科料で罰せられる場合があるほか、不正に持込まれた外国銀行券は没収の対象になりうる。
- (3) 外国銀行券以外の支払い手段(トラヴェラーズ・チェック等)の持込みは本措置の対象外とする。
- (4) 本措置は4月21日から実施される(期限は本年9月30日)が、差当り6月30までの期間の持込み限度額を2万スイス・フラン相当額とする。

(注) 本措置は71年9月30日に成立した通貨防衛緊急決議(政府に対し通貨防衛のための措置を講ずる権限を付与、期間5年の期限立法、46年10月号「要録」参照)に基づく大蔵省令によるものである。

2. スイス政府は本措置の目的について、(1)スイス・フラン相場の安定、(2)近隣諸国への配慮、(3)中・長期的展望に立ったスイス外国為替市場の育成・発展、等3点を挙げている。しかしそれ具体的・直接的な契機は、イタリア銀行券が本年2月26日以来イタリア当局の実施してきた国外持出し制限措置(3月号「要録」参照)にもかかわらず、スイスへの流入を続けている(消息筋は最近の流入規模を1日平均約50億リラと推定)ほか、フランス銀行券の流入も無視できなくなってきたという事態に対処したものと、一般にみられている。

しかし本措置の実効性については、スイス金融界等で

疑問視する向きが多く、結局、「道義的説得程度の効果にとどまりせいぜいイタリアに対する協力の姿勢を示すことに意義がある」との受け止め方が大勢である。

3. なおスイス中央銀行は4月22日、上記措置を補充するため、高額リラ銀行券(5万リラ券、10万リラ券)の受入れを停止するよう、国内各行に書面で要請した。同行スポーツマンによれば、本要請は正式な紳士協定が成立するまでの過渡的措置と説明されている。

◇スイス中央銀行、多国籍企業との間で外国為替資金計画徴求に関し合意成立

1. スイス中央銀行は4月28日、主要多国籍企業との間で、次のような紳士協定につき合意した旨発表した。

- (1) 当該各企業は5月以降、翌月に予想される外国為替取引につき、その内容をスイス中央銀行に報告する。
- (2) 各企業は年1回、先行き1年間の外国為替取引計画を報告する。

2. 本措置のねらいなどにつき、同行は「これにより、大口為替取引を事前にはあくして先行きの為替動向をある程度察知するとともに、多国籍企業による投機的取引をけん制する効果をも期待している。現在のところ紳士協定締結は一部企業との間にとどまっているが、今後1~2週間のうちに150~200社の企業と締結する見通し」とコメントしている。

◇オーストリア中央銀行、市中金融機関に対し高額リラ銀行券の買入れ禁止を通告

オーストリア中央銀行は4月26日、E C中央銀行総裁会議における高額イタリア・リラ銀行券の交換停止合意(4月26日、別項参照)に呼応して、市中各金融機関による5万リラ券および10万リラ券の買入れ禁止を決定し、翌27日通告した。本措置は、西ドイツ、スイス等のmoral suasion(別項参照)とは異なり、為替法に基づくもので法的拘束力を有している。

◇ベルギー、緊縮補正予算案を閣議決定

1. ベルギー政府は4月5日、総額351億ベルギー・フランの歳出追加を内容とする補正予算案を閣議決定した。本補正予算案は、それが社会保険給付金等の大幅増加をもたらすだけに(注1)、数か月にわたって検討されてきたものであり、当初その規模は600億フランと目されていたが、政府は最終的には緊縮財政措置(注2)によりこれを約4割(230億フラン)方圧縮し、歳出追加額を上記規模にとどめた。

(注1) 補正予算案の主たる内容は、社会保障関係支出176億ベルギ

ー・フラン(全体の50%)、交通関係支出58億ベルギー・フラン(同17%)等で、当初予算(予算年度は1月1日～12月31日)の歳出規模は7,194億ベルギー・フラン。

(注2) 主な措置は次のとおり。

- (1) 歳入増加……たばこ消費税の引上げ(1箱につき1フラン)、自動車保険料の追徴等。
- (2) 費出削減
 - ① 財政資金による公営企業赤字補てんの全面停止。
 - ② 耐久財購入費の10%カット、等。

2. 補正予算規模をこのように大幅に圧縮した背景について、ドクレルク蔵相は、「ベルギー経済にも最近ようやく景気底入れが確認されるに至っており、失業者数も緩やかながら減少の方向に向っている。一方、物価はこのところ幾分落着きの兆しを示しているとはいえ、前年比上昇率がなお高水準にあり、景気回復の進展に伴い先行き反騰も懸念される。こうした状況において財政支出を大幅に追加することは、インフレ再燃を助長することになりかねず、さらに本年度のベルギー財政赤字額は補正前すでに1,021億フランの巨額に達しており、国債利子負担の軽減も急務である」と説明している。

◇ベルギー、市中銀行に対しリラ高額券の交換停止を要請

ベルギー中央銀行は4月28日、外国為替銀行との間で、イタリア・リラ高額銀行券(5万リラおよび10万リラ)を今後交換しない旨の紳士協定を締結した。

◇スウェーデン政府、共同決定法案等を議会に提出

1. スウェーデン政府は4月初、労働条件等に関する概要以下のような共同決定法案を議会に上程した。本法案(明77年1月1日成立を目指す)は、団体協約、団体交渉および労使間調停等に関する現行各法に修正を加え一本化したものである。

法案の主たる内容は以下のとおり。

- (1) 労働組合は、経営管理・監督等の問題に関し発言権を有するものとし、協約否認権、ストライキ行使権等が賦与される。
 - (2) 経営者側は、経営政策上の変更等を予定する時点で労働組合と協議を行い、また生産計画、人事計画等に関しては、その経過に関しこれを明らかにすることが義務づけられる。
 - (3) 適用の対象は全労働者とする(ただし公共部門労働者の共同決定に関しては、その影響が一般国民にも及ぶこと、当局の当事者能力を維持する必要があること等にかんがみ、別途の法律においてこれを定める)。
2. また同政府は、労働者の経営参加に関する現行法の適用範囲を拡大し恒久化させるための法案を併せて議会に上程した。その骨子は次のとおり。

(1) 適用対象企業は、従業員数25名以上の企業とし(現行法では従業員数100名以上の企業)、労働者代表役員2名および同代理人2名の選任が認められる。

(2) 政府がその代表を役員会に派遣することのできる対象事業分野は、従来の持株企業および基金30団体から今後は製造企業、基金等各種法人70団体に拡大し、これによりスウェーデンの主要企業および多国籍企業傘下の企業等に対する政府の発言権を留保する。

◇ノルウェー政府、賃金協定に基づく所得補償的財政措置を発表

ノルウェー政府は4月6日、労・使および農業の各代表との間で合意した賃金協定に基づき概要以下のような所得補償的財政措置の実施方を発表した。

- (1) まず今年度の賃金協定(有効期間: 2年間)は、消費者物価上昇率を本年平均9%にとどめる(75年同11.7%)ことを目標に、①賃金労働者の実質可処分所得上昇率を76年平均3%、77年からは同3%と定め、②また農産物価格の上昇率については、農業生産促進のため、これを上回るところに設定した。
- (2) 政府としては、これを側面的に支援するため、次の各措置を講じる。

イ. 所得税の減税(財政負担額11億クローネ)……基礎控除額の引上げ。

クラスI(独身者)…22,000→26,000クローネ

クラスII(妻帯者)…33,000→39,000クローネ

ロ. 社会保険料払込金の減額(財政負担額12.3億クローネ)……賃金・俸給労働者および自家営業者の場合0.3%減額し、雇用主の場合1.2%減額(5月1日実施)。

ハ. 児童手当の増額(財政負担額1.22億クローネ)……本年6月1日より、子供1人当たり108クローネ増額。

ニ. 国民年金の基本給付額引上げ(財政負担額4.34億クローネ)……本年5月1日から、独身者の場合667クローネ、妻帯者の場合1,237クローネ、それぞれ増額。

ホ. 農産物価格補助金の支給(財政負担額2億クローネ)……農産物の価格抑制措置に連絡して導入。

◇フィンランド、抵当銀行に対し金融債発行を許可

1. フィンランド政府は3月中旬、抵当銀行に対し総額1億マルカの金融債発行(全額公募、受付期間4月中)を許可した。発行条件等は次のとおり。

- (1) 期間……最長8年。ただし、1977年から84年の間に同額ずつ償還。

(2) 金利……年 10.5%。なお、上記期間中の元利については、非課税扱い。

2. 本措置について同政府は、「雇用ないし成長の促進ならびに国際競争力強化につながる民間設備投資、あるいは地方公共団体の公共投資等のファイナンスに充てるための資金調達を行わしめるもの」と説明している。

◇ポルトガル、新外資流入規制法を発表

1. ポルトガル政府は 4 月 12 日、このほど新外資流入規制法を制定した旨明かにした。これに伴い非居住者による対ポルトガル投資案件は、今後、政府機関として設立される外資委員会の承認を必要とすることになった。

2. 同委員会による承認は、不芳な国際収支の現状にかかる申請後 6 か月以内に特に却下されない限り、自動的に行われるものとされている(ただし、国防関係、公益事業、銀行、保険、報道機関等に対する投資は認められない)。また投資果実としての利潤送金は、毎年、総投資額の 12% を限度として認められるが、これを上回る送金に関しては、上記委員会が国際収支動向を勘案しながら許可の可否を決定する。

なお、ポルトガルへの投下資本については、その私有財産権が政府により保証されており、将来仮に国益との兼合いで国有化されるような場合にも、政府が補償を与えることとなっている。

◇ポルトガル、総選挙を実施

1. ポルトガルでは 4 月 25 日、50 年ぶりの総選挙が実施された。新議員(262 名)は、14 党約 3,000 名の候補者の中から、比例代表・中選挙区制により選出された(有効投

新議会の政党勢力等

	議席数	得票率 (%) (注 2)	(参考) 1975年の制憲 議会選挙時得 票率(%)
社会党	106	34.97	37.87
人民民主党	73	24.03	26.38
社会民主中央党	42	15.91	7.65
共産党 (注 1)	40	14.56	12.53
ポルトガル民主運動	0	0	4.12
その他 9 党	1	5.74	4.55
白票・無効票	0	4.76	6.90
計	262		

(注 1) ポルトガル民主運動は解散したため今回選挙には得票なし。

(注 2) 得票率は速報ベース。

票率約 80% <全有権者数 654 万人 … 18 歳以上 >)。

2. その結果は別表のとおり、社会党(106 議席)が第 1 党の地位を占め、人民民主党(73 議席)とのいわゆる中道左派勢力は、総議席数の約 7 割を占めた。

しかし、昨 75 年 4 月に行われた制憲議会選挙の結果(50 年 5 月号「要録」参照)と比較してみると、中道左派勢力の後退がみられる一方、中道右派の社会民主中央党の進出(前回比得票率・議席数とも、倍以上に増加し、第 4 党から第 3 党へ)が目立つ。この間共産党は、同党系のポルトガル民主運動が解散したことに伴い、党としては得票率・議席数を 2 ~ 3 割伸ばしたが、全体としての得票率においてはやや後退した。

3. なお新政権は、本年 6 月 27 日に選出が予定されている新大統領の指名を受けて発足することとなっている。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行、第 9 回年次総会の開催

アジア開発銀行(ADB)の第 9 回年次総会は、4 月 24 ~ 26 日 ジャカルタ(インドネシア)において開催された。今次総会には、4 月 20 日付で加盟したクックアイランドを含む 42 加盟国中、カンボジアを除く 41 か国が参加した。

今次総会の主な討議内容は次のとおり。

○中国の代表権問題に言及したのは、前回と同様の 4 か国(パキスタン、インド、ネパール、スリランカ)のみ。他方、インドシナ関係では、南ベトナムおよびラオスの代表が、経済復興のため、ADB の援助を要請、インド、豪州など多くの国もこの要請を支持した。なお、南ベトナムは南北ベトナム統一選挙(4 月 25 日)後も同国と ADB との関係は不变であると述べた。

○目下検討中の一般増資やアジア開発基金(ADF)の資金拡充については、加盟各国とも緊急の課題であるとして基本的には同意したが、大口きょ出国である米国が、議会との兼合いもあって、判然としたコミットを行わなかったため、具体的な結論を得るまでには至らなかつた。こうした中であつてカナダは、ADF の資金きょ出について割当額(42.2 百万ドル)を上回る 76.4 百万ドルのきょ出を表明し、注目された。

○ ADB の融資方針については、融資規制の弾力的運用を望む国があつた反面、ADB の銀行としての健全性と信用度の維持につき格段の努力を望むとの意見が、米国をはじめとする先進国のみならず発展途上国(香港、ネパール)からも述べられた。また、協調融資(特に OPEC との)については、多くの国がこれを歓迎

した。

- タイ、フィリピン、シンガポールが、3月の閣僚会議で決定したASEAN共同プロジェクトに対するADBの融資協力を正式に要請した(なお、5か国蔵相はグループとしてADB井上総裁に面談し、同様の要請を行った)。
- 井上総裁が、本年11月の任期満了後、再任を辞退する旨発言、各国から同総裁を惜しみ、業績を評価する謝辞が述べられた。

◆韓国、1976年の輸出計画を発表

韓国政府は1月末、76年の輸出計画を発表した。同計画によれば、本年の輸出目標は世界景気の回復、新市場の開拓等を前提に65億ドル(前年比19.8%増)に引上げられており、注目される点は次のとおりである。

- (1) 地域別では、主要相手国である米国(前年比21.3%増)、日本(同24.0%増)および近年急増を続けている中東(同33.9%増)向けの好伸を見込んでいる。
- (2) 商品別には、大宗を占める工業製品(同21.0%増)の

韓国の地域別輸出計画

(単位・億ドル)

地 域	76年 目標額	前 年 実 績 比	構成比
米 国	20.5	21.3 %	31.5 %
日 本	16.0	24.0	24.6
ア ジ ア	5.4	11.9	8.2
欧 州	11.7	20.6	18.0
うち西 ド イ ツ	3.6	20.0	5.5
中 東	5.8	33.9	8.9
うちサウジアラビア	1.8	47.5	2.8
そ の 他 と も 計	65.0	19.8	100.0

韓国の商品別輸出計画

(単位・億ドル)

商 品	76年 目標額	前 年 実 績 比	構成比
農 産 物	2.1	18.2 %	3.2 %
水 産 物	4.2	8.8	6.5
鉱 产 物	0.7	2.8	1.1
工 業 製 品	58.0	21.0	89.2
重 化 学 製 品	21.6	35.3	33.3
軽 工 業 製 品	36.3	13.9	55.9
合 计	65.0	19.8	100.0

うち重化学工業製品の大幅増加(同35.3%増)を見込んでいる。

◆韓国、サウジアラビアからの借款成立

韓国政府は3月8日、サウジ開発基金との間で35百万ドル(注1)の借款契約を締結した。なお、本件は同國の中東からの資金取入れとしてはアブダビでの産銀債発行(74年10月、19百万ドル)に次ぐもの。借款条件等は次のとおり。

- (1) 融資条件…金利 年4%、償還期間 3年据置き後15年。

- (2) 資金使途…釜山、墨湖両港の施設拡充資金(注2)。

(注1) 昨年11月、70百万ドルの借款取入れに関し原則的合意をみており、今回借り入れはその第1次分。

(注2) 両港の整備は、80百万ドルの世銀借款により74年から進められているが、インフレにより資金増額を余儀なくされたもの。

◆韓国、労働者財産形成制度を実施

韓国では「貯蓄増大と労働者財産形成支援に関する法律」が3月23日国会で可決され、4月1日施行された。同法は労働者の自発的な貯蓄努力を援助することにより、その安定的な生活基盤を形成し、併せて国民貯蓄の増強を図ることを目的に制定されたものである。同法に基づき、実施された労働者財産形成制度の概要次のとおり。

- (1) 貯蓄対象……給与所得者(ただし臨時雇を除く)で、月平均所得が25万ウォン以下の者(注1)。
- (2) 貯蓄の種類……長期生活設計準備貯蓄(期間満了後元利金および奨励金が現金で支払われるもの)および証券投資貯蓄(元利金は契約により定められた現金、株券、または証券投資信託受益証券により、奨励金は現金で支われるもの)の2種類。期間はそれぞれ3年および5年。
- (3) 貯蓄方法……給与の30%(最高5万ウォン)を限度とし、労働者が取扱機関との間で契約した金額を事業主が労働者にかわり毎月取扱機関に払込む。なお取扱機関は、長期生活設計準備貯蓄が国民銀行および住宅銀行、証券投資貯蓄が投資信託委託会社。
- (4) 金利……長期生活設計準備貯蓄は3年もの年利13.2%、5年もの同15.2%、証券投資貯蓄は貯蓄者の指定する運用方法により株式配当率ないし債券利税率。
- (5) 奨励金……上記(4)の金利のはかに、別に設立される貯蓄奨励基金から法定奨励金(年利3年もの10.0%、5年もの12.0%)が支払われる。また事業主は毎年貯蓄

額の3%(3年もの)および5%(5年もの)の範囲内(注2)で任意奨励金を支払うことができる。

(6) 貯蓄奨励基金の原資……財政負担金(勤労所得税の徴収額から、財産形成貯蓄額の15%相当分がきょ出される)および韓国銀行利益金。

(7) 特例措置等

イ. 貯蓄者の同制度にかかる利子・配当所得および奨励金は非課税の扱い。また事業主の支払う任意奨励金は経費とすることができます。

ロ. 長期生活設計準備貯蓄を行った勤労者は、同貯蓄の元利金の2倍(最高5百万ウォンまで)を限度に長期、低利の住宅資金金融資を受けることができる。

ハ. 財産形成貯蓄にかかる金融機関の預金支払準備率は他の預金とは別に最低率(今回は2%)を定める。

(8) 適用期限……本制度は78年12月31日以前に貯蓄契約を完了したものに限り適用する。

(注1) 韓国の就業者全体の20%に相当。

(注2) 政府の指導により実際には3年もの2.6%、5年もの2.9%を適用。従って長期生活設計準備貯蓄の利回りは3年もので25.8%、5年もので30.1%。

◆韓国、民間銀行による貯蓄債券の発行

韓国では都市銀行5行および韓国信託銀行が4月から以下の要領で貯蓄債券を発行することになった。

(1) 条件……3年満期、年利17%(利子非課税)。

(2) 発行総額……上期(1~6月)中100億ウォン(下期中も100億ウォンを予定)。

貯蓄債券の発行は、勤労者財産形成制度の導入とともに本年の貯蓄推進計画(目標1兆ウォン)達成のための主要施策であり、企業の中長期設備資金等の原資獲得を目的に、3月に制定された「貯蓄増大と勤労者財産形成支援に関する法律」(注)に基づいて今回初めて発行されたもの。

(注) 同国ではすでに70年1月「貯蓄増大に関する法律」が制定され、「銀行法に基づく銀行、産業銀行等は財務部長官の許可を得て貯蓄債券を発行することができる」とと定められていたが、実際には発行に至らず、同法は本法に統合された。

◆インドネシア、輸出振興策を実施

インドネシア政府は3月30日、輸出税の減免を中心とする5項目の輸出振興策を発表、4月1日から実施した。本措置の概要次のとおり。

(1) 税制上の措置

輸出税の対象175品目(完成品および民芸品を除く、従来一律FOB価格の10%を課税)のうち116品目(注1)を全廃、39品目(注2)を5%に引下げ。

(注1) 主な品目…家畜類、サゴやし、ナツメグ粉、たばこ。

(注2) 主な品目…コーヒー、とうもろこし、バーム油。

(2) 課徴金制度に関する措置

定額課徴金(ゴム、コーヒー等11種の特定農産物を対象)等の撤廃。

(3) 金融上の措置

輸出関係貸出金利、輸出手形買取手数料をそれぞれ15→12%、0.5→0.25%へ引下げ。

(4) 海上運賃に関する措置

海上運賃の引下げおよび各種港湾コストの減免等。

(5) 各種輸出振興機関に関する措置

海外貿易センター(ニューヨークなど4か所)および輸出用加工地域(国内5か所)の設置等。

◆インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切上げ

インド準備銀行は4月3日および23日の2回にわたり同国通貨ルピーの対英ポンド中心レートの切上げ(合計切上げ率4.4%<IMF方式>)を実施した(注)。

今回の措置は、引続くポンド下落(前回の切上げ実施<3月11日>以後4月22日までの対ドル・レート下落率5.7%)に対応してとられたもので、昨年9月の対英ポンド・リンク廃止以来合計6回の切上げ(通算切上げ率11.3%)が行われたことになる。

(注) 新旧の対英ポンド中心レート(1英ポンド当り)は以下のとおり。

対英ポンド 中心レート	切上げ率 (IMF方式)
ルピー	—
4月2日以前 17.25	—
4月3~22日 16.90	2.0%
4月23日以降 16.50	2.4

◆インド、76年度の輸入政策を発表

インド政府は4月14日、76年度(76年4月~77年3月)の輸入政策を発表、原材料や機械等の輸入規制の緩和を進める旨明らかにした。措置の概要、背景等は次のとおり。

(1) 措置の概要

イ. 原材料、機械部品の輸入について、品目ごとに認められた前年度輸入実績までの自動認可わく制度(昨年4月に導入)を本年度についても継続。

ロ. 小規模企業については、原材料や機械部品の輸入を前年度実績比20%増まで認めるほか、新設企業の設備輸入については、従来設備価額の40%までを認めていたがこれを50%に拡大。

ハ. 皮革機械、一部鉄鋼製品等93品目については輸入を自由化する(Open General Licence)。

ニ. 非鉄金属、鉄鋼、自動車用部品等43品目については、輸入窓口となっている関係公社が、政府の放出許可(release order)なしにユーザーに対して販売で

きることとする。

ホ. 輸出向け生産のために原材料を輸入する場合は、
関税を免除する。

(2) 背景等

今回発表された輸入政策は、最近の国内生産回復に伴う輸入原材料や機械、部品等の不足を緩和し、民間部門を中心とする生産増強、さらには輸出力強化を図ることをねらってとられた措置とみられる。

◇バングラデシュ、タカの対英ポンド・レートを切上げ

バングラデシュ中央銀行は4月26日、同国通貨タカの対英ポンド中心レートを6.3%切上げる(IMF 方式)旨発表、即日実施した(注)。

今回の措置は、タカが英ポンドにリンクしているため、最近の英ポンド下落によってタカが主要国通貨に対して実勢以上に切下った形となったことからとられたもの。なお、同行は今後、主要国通貨に対するポンド相場の変動に従ってタカの対英ポンド・レートを定期的に調整する旨明らかにした。

(注) 新旧の対英ポンド中心レート(1英ポンド当り)は以下のとおり。

新	旧
28.1タカ	30.0タカ

◇イスラエル、平価を切下げ

イエラエル政府は4月18日、同国の平価を1米ドル当たり7.52イスラエル・ポンドから7.67イスラエル・ポンドに切下げた(切下げ率2.00%< IMF 方式>)。

同国では、貿易収支の大額赤字(75年1~9月30.1億ドル)と外貨準備の減少傾向(75年1月末14.9億ドル→76年1月末11.6億ドル)に対処して、1昨年11月以降7回にわたり平価切下げを実施した(通算引下げ率45.2%)が、依然輸出が不振を続いているため、今次措置に踏みきったものとみられている。

◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は4月8日、商業銀行の支払準備率を現行の7.6%から、4月14日以降6.6%に、さらに28日以降5.6%に通算2%引下げることを決定。

同行では、インフレ抑制の見地から昨年7月以降5回にわたり支払準備率を引上げてきたが、先行き4~6月は法人税等の納税期にあたり、季節的に金融市場がひっ迫するため、今次措置をとったもの。

共産圏諸国

◇アルバニアの75年経済実績と76年経済計画

このほど発表された国連欧州経済委員会資料によれば、アルバニアの75年経済実績と76年計画の概要は次のとおり。

1. 75年の実績

鉱工業生産および建設が計画を上回る伸びを示したものの、農業生産が計画を大きく下回ったことから、経済成長率(国民所得ベース)は6.0%と、計画(9.0%)はもとより74年実績(8.5%)をもかなり下回った。

なお、農工業生産の大幅拡大を目指して71年に着手された第5次5か年計画は昨年末で終了したが、農業生産が投資伸び悩みなどから計画を大幅に下回ったほか、鉱工業生産も労働生産性の低迷や原燃料不足などから目標未達に終ったため、期中年平均成長率は7.0%と前計画実績(同9.2%)を大きく下回った。

2. 76年計画

農業生産優先の方針の下に、前年計画並みの成長目標(9.0%)を設定。前年の不振のあとを受けて農業生産の大幅増産(前年比15.0%増)を目指す一方、鉱工業生産については電力(同21%増)、セメント(同21%増)、石炭(同9%増)等基幹産業を除けば消費財生産(同3%増)をはじめとして全般に低い伸びが計画されている。なお貿易面では引き続き輸出拡大、輸入抑制の方針を堅持。

アルバニアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	74年	75年 計画	71~75年 計 画 (年平均)	76年 計画
			同 実 績	
国民所得	8.5	9.0	6.0	9.2~ 9.9
鉱工業総生産	7.3	4.4	5.0	10.0~10.7
農業総生産	11.0	15.9	6.0	10.5~11.0
建設	8.0	1.6	7.0	7.2~ 7.7
投資	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
工業労働生産性	n.a.	n.a.	2.0	n.a.
小売売上高	n.a.	3.0	3.0	n.a.

(資料:ECE The European economy in 1975)

◇ラオス、日本から円借款を取付け

ラオスに対する20.1億円の円借款供与に関し、4月12日ラオス政府と海外経済協力基金との間で合意をみた。貸付条件等は次のとおり。

(1) 貸付条件…①金利 年2%、②償還期間 10年据置

き後20年、③使用期限 81年4月11日。

- (2) 資金使途…同国電力公社の第2期ナム・グム水力発電事業(注)の追加資金。

(注) 同事業は74年に着工された。総所要資金は当初約25百万ドルと見られていたが、世界インフレの高進により約40百万ドルに達する見込みとなったためきよ出国会議(日本、西ドイツ、カナダなどで構成)の合意に基づき追加供与を決めたもの。なお本件供与により、同事業向け円借款供与額は総額51.9億円となる。

◇ラオス、銀行制度の改革

ラオスでは新政権成立(75年12月)後、すべての民間銀行が国有化され、新しい銀行制度が発足した。新銀行組織とその主要業務は次のとおり。

- (1) ラオス国家銀行(The National Bank of Laos)…す

べての銀行に対する監督のほか、政府の財政収支事務を取扱う。

- (2) 外国貿易銀行(The Foreign Trade Bank)…対外取引関係業務を取扱い、外貨を集中管理する。
- (3) 内国業務銀行(The Municipal Bank)…国内の一般銀行業務を取扱う。なお、預金業務は当座預金のみで、貯蓄性預金は扱わない。
- (4) 開発銀行(The Development Bank)…開発資金の供給を業務とする。政変後も存続している唯一の銀行で、当初国家資金と民間預金を原資に、民間の開発プロジェクトに対し低利資金を供給することを目的に設立されたもの。現在は新規預金の受け入れを停止しているが、政変以前に開設された預金に対しては、引き続き金利が支払われている。